

# 播磨わくわく出前講座

「安心してらせる町にしたいなあ」「もっと播磨町のことを知りたいなあ」

## 問合せ・申込み

**企画グループ** 申し込み前に電話などでご相談いただければ、日程調整がスムーズに進みます。  
☎079(435)0356 FAX079(435)0609

播磨わくわく講座は、住民の皆さんが主催する会合や催しに町職員や専門家が出席し、町の現状や暮らしの中で知っている役立つ内容の講座を行います。講座を受講することにより、まちづくりについて理解を深めていただき、住民と行政が協働して、住みよいまちをつくることを目的としてつくられた講座です。

### <申し込みできる方は>

原則として、町内に在住、通学、通勤している5人以上の団体・グループなら誰でも申し込みできます。(外部講師講座1-⑧、1-⑨を除く)

### <申し込み方法は>

実施日の1ヵ月前までに、播磨わくわく講座申込書を企画グループへ提出してください。詳しくは下記をご覧ください。

### <開催時間と場所は>

平日・休日を問わず、午前9時から午後9時までの間で2時間以内(外部講師講座1-⑧、1-⑨を除く)とし、開催場所は、公共施設・集会施設などで、町内に限らせていただきます。

### <会場の手配は>

この講座は、住民の皆さんが主催する催しに、講師を派遣する制度です。会場の手配や催しの周知、当日の進行などは、主催者側でお願いします。

### <講師料は>

講師料は無料ですが、講座によっては、材料費や資料代などが必要になる場合があります。

### <利用できない場合は>

- ① 公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- ② 政治、宗教または営利を目的とした催しなどを行うおそれのあるとき。
- ③ 播磨わくわく講座の目的に反しているとき。

### <注意事項>

- ① この講座は、苦情などをお聞きする場ではありません。
- ② 講座の時間は、当初予定した時間内に終わるようにお願いします。
- ③ その場で説明できない内容がある場合も予想されますので、ご了承ください。
- ④ 日程については、講座の内容、講師の都合などにより、調整させていただく場合があります。

## 役場職員以外の講師が担当する講座もあります

次の講座は警察官(加古川警察署)による講座です。以下の条件がありますので、ご注意ください。

講座1-⑧「犯罪から命と財産を守るために」、講座1-⑨「守ろう!交通ルール」

▶ 団体 30人以上の団体・グループ ▶ 時間 平日の午前10時から午後4時までの間で2時間以内

## 播磨わくわく講座申込書(コピーしてご利用ください)

希望の講座	講座番号	講座名	参加予定人数	人
希望の日時	第1希望	令和____年____月____日(____)____時____分~____時____分		
	第2希望	令和____年____月____日(____)____時____分~____時____分		
	第3希望	令和____年____月____日(____)____時____分~____時____分		
講座の会場	電話			
申請者	〔団体・グループ名〕 〔代表者・申請者〕氏名		住所 〒	電話
備考	内容について要望があればご記入ください			

## ご存知ですか 住宅改造助成制度

▶ 問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

高齢の人や障がいのある人が住みなれた住宅で安心して自立した生活を送るために、既存の住宅を改造する場合、その費用の一部を助成しています。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

申請にあたっては、必ず工事契約締結前に申請が必要です。また、申請は、1住宅1回限りで、所得制限があります。

	一般型	特別型
<b>対象</b> 播磨町に住所があり町税を滞納せず、次のいずれかに該当する世帯(所得制限があります)	65歳以上の人がいる世帯	①介護保険の要介護・要支援の認定を受けている人がいる世帯 ②身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた人がいる世帯(条件があります)
<b>助成要件</b> 建築着工年月日が昭和56年5月31日以前の住宅の場合、耐震診断の実施が必要です	2箇所以上の手すりの設置、または浴室・洗面所、トイレ、居室(対象者用に限る)およびそれらをつなぐ経路の段差解消を行うこと。 ※一般型の申請は、12月末日のため、お早めにご相談ください。	対象者が自宅で日常生活を送るために必要な住宅の改造であり、住まいの改良相談員が必要と認める工事が対象です。 ※介護保険制度の「住宅改修費支給」等を優先し、超えた額をこの制度により助成します。原則、介護保険制度の住宅改修を初めて受ける場合にのみ併用できますので、ご注意ください。
<b>助成対象箇所</b>	浴室・洗面所、トイレ、居室(対象者用に限る)、それらをつなぐ経路、玄関、台所	
<b>助成額</b>	<b>助成対象工事費</b>	<b>助成額</b>
	7万5千円以上 15万円未満	4万円
	15万円以上 30万円未満	7万5千円
	30万円以上 60万円未満	15万円
	60万円以上 90万円未満	25万円
	90万円以上	30万円
	※工事費7万5千円未満は助成対象外。 ※所得制限があります。	
	100万円または助成対象工事費の合計額の低い方に助成率を乗じた額	
	<b>助成率</b>	<b>区分</b>
	3/3	生活保護世帯
	9/10	町民税非課税世帯
	9/10	所得税非課税世帯で町民税均等割のみ課税世帯
	2/3	所得税非課税世帯で町民税所得割及び均等割課税世帯
	1/2	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が7万円以下の世帯
	1/3	生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯

切り取って保存してください

## 年金

### 学生納付特例制度があります

▼ 問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4740  
保険年金グループ ☎079(435)2581

### 学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

本人の所得が一定以下の学生が対象です。

▼ 申請 学生納付特例申請書を提出してください

▼ 必要書類 ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの ②学生証または在学証明書

▼ 申請先 保険年金グループまたは加古川年金事務所

昨年度以前に学生納付特例の承認を受け、令和3年度も在学予定である場合は、4月の始め(※)にはがき形式の学生納付特例申請書が送付されます。このはがきに必要事項を記入し返送することで、申請が可能です。

### 日本年金機構からのお知らせ



20歳になられた方向けに国民年金制度を動画で案内しています。ぜひご覧ください。

動画は上記QRコードまたは下記URLから  
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

在学が変更になった場合ははがきではなく、新たに申請書を提出してください。  
※はがきが5月、6月に届く場合もあります。  
▼ 追納 学生納付特例の承認から10年以内であれば、承認された期間の保険料を追納することができます